

○男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例施行規則

昭和53年 1月13日
規則 第 8 号

改正 平成 4年 9月 1日 規則第 1号
平成10年12月25日 規則第 2号
平成14年12月25日 規則第 1号
平成22年 6月29日 規則第 3号
平成24年 6月 8日 規則第 1号
平成26年12月25日 規則第 3号
平成30年12月26日 規則第 2号
令和 5年12月26日 規則第 6号

(目的)

第1条 この規則は、男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例（昭和48年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(がん具用煙火の制限)

第2条 条例第26条第1項に規定する火災予防上支障のある場所は次のとおりとする。

- (1) 引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている場所及びその付近
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定に基づくたき火、又は喫煙の禁止区域
- (3) 強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその付近
- (4) 火の粉若しくは火花が落下し、又は飛散する地点に可燃性の物品がある場合

(標識類の形式)

第3条 次表の左欄に掲げる条例の規定に基づく同表中欄に掲げる標識は、それぞれ同表右欄に掲げる規格によるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
条例第8条の3第1項及び第3項	燃料電池発電設備標識	別表1の項ア
条例第11条第1項第5号及び第3項	変電設備標識	別表1の項イ
条例第11条の2第2項	急速充電設備標識	別表1の項ウ
条例第12条第2項及び第3項	発電設備標識	別表1の項エ
条例第13条第2項及び第4項	蓄電池設備標識	別表1の項オ

条例第17条第3号	立入禁止標示	別表2の項
条例第23条第2項	禁煙等標識	別表3の項
条例第23条第4項	喫煙所標識	別表4の項
条例第31条の2第2号第1号	貯蔵所 少量危険物 標識 取扱所	別表5の項ア
条例第33条第3項及び第34条第2項第1号	貯蔵所 指定可燃物 標識 取扱所	別表5の項イ
条例第39条第4号	定員表示板	別表6の項
条例第39条第4号	満員札	別表7の項

第4条 次表の左欄に掲げる条例の規定に基づく同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に掲げる様式によるものとする。ただし、条例第45条第1号（山野の火入れを除く。）及び同条第4号に掲げるもので文書をもって届け出るいとまのないときは、口頭で届け出ることができる。

左 欄	中 欄	右 欄
条例第23条第1項ただし書き	裸火使用承認申請書	様式第1号
条例第42条の3第2項	火災予防上必要な業務に関する計画届出書	様式第1号の2
条例第43条第1項	防火対象物使用開始届出書	様式第2号アイ
条例第44条第1号から第8の2号まで	炉、暖房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書	様式第3号
条例第44条第9号から第13号まで	急速充電設備、変電設備、燃料電池発電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書	様式第4号
条例第44条第14号	ネオン管灯設備設置届出書	様式第5号
条例第44条第15号	水素ガスを充てんする気球の設置届出書	様式第6号
条例第45条第1号	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生のおそれのある行為の届出書	様式第7号
条例第45条第1号	山野火入届出書	様式第8号

条例第45条第2号	打上げ 煙火 届出書 仕掛け	様式第9号
条例第45条第3号	催物開催届出書	様式第10号
条例第45条第4号	断水 水道 届出書 減水	様式第11号
条例第45条第5号	道路工事届出書	様式第12号
条例第45条第6号	露店等の開設届出書	様式第12号の2
条例第45条の2	指定洞道等届出書	様式第13号
条例第46条第1項	少量危険物 貯蔵取扱い届出書 指定可燃物	様式第14号
条例第46条第2項	少量危険物 貯蔵取扱い廃止届出書 指定可燃物	様式第15号

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第5条 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づき条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、消防法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第47条の2第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第6条 条例第47条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、男鹿地区消防一部事務組合のホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6年1月1日から施行する。

様式 表へ